平成 23 年 11 月 11 日

各　位

東京都渋谷区南平台町 17-6
イー・キャッシュ株式会社
代表取締役社長　玉木　栄三郎
（コード番号：3840　東証マザーズ）
問合せ先　取締役管理部長　鳥海　一哉
電話番号　03-6823-6011（代）

株主による臨時株主総会の招集請求における招集理由の事実確認及び当社対応ならびに臨時株主総会基準日設定について

当社は、当社株主より、臨時株主総会招集の請求に関する書面を、平成 23 年 10 月 19 日付で受領し、同日付でプレスリリース「株主による臨時株主総会の招集の請求に関するお知らせ」にてお知らせしました。

その際、「当社は現在、当該請求内容の詳細について確認中であり、当社の対応方針につきましても慎重に検討してまいりますので、これらが決定次第お知らせいたします。なお、請求者の主張につきましては、事実と相違する部分があることから、こちらにつきましても、内容を確認のうえ改めてお知らせいたします。」とお伝えしておりましたので、今般、その結果を下記の通りお知らせいたします。

記

１．招集の理由についての事実確認

（１）当社代表取締役玉木栄三郎解任の件

請求者の主張	当社の主張
①　平成 19 年 2 月に東証マザーズに上場以来、平成 20 年 3 月期以降、連続して大幅な赤字を計上し、平成 23 年 3 月期決算では 155 百万円の連結当期純損失を計上している。また、平成 24 年 3 月期の見通しも経常赤字を予測し、平成 23 年 3 月期の決算を下回る計画を発表している。更に、平成 23 年第一四半期の決算に関しても、連結売上高 89 百万円（前年比△	臨時株主総会請求者である宮嶋淳氏は、平成23年3月期決算における連結当期純損失 155 百万円について言及のうえ、「平成24年3月期の見通しも経常赤字を予測し、平成 23 年 3 月期の決算を下回る計画を発表している」と指摘しておりますが、当社が発表している平成24年3月期における業績見通しは、連結経常損失 65 百万円（前期は 102 百万円の経常損失）、連結

11.5%)、連結経常損失 17 百万円、連結純損失 19 百万円を計上している。 上記のような状況にあっても、代表取締役社長玉木栄三郎氏は、自らの報酬を 3 倍以上に引き上げるなど、常識では考えられない行動により、経営危機を加速させている。 さらに、平成 23 年 9 月末日時点の当社の時価総額は 456 百万円となり、5 億円を下回る状況は、上場廃止基準に抵触する可能性が生じている。	当期純損失 77 百万円（前期は 155 百万円の当期純損失）であり、赤字幅を大きく減少させる数値となっております。 以上の事実より、宮嶋氏の指摘する、「平成23年3月期の決算を下回る計画を発表している」という指摘は当たらないと判断しております。 なお、「代表取締役社長玉木栄三郎氏は、自らの報酬を 3 倍以上に引き上げる」との指摘につきましては、事実、そうなっております。なぜなら、極めて少人数で事業を行いながら新たな事業提携先の発掘やファイナンス活動を行っているなか、具体的に利益を見込める案件が見つかったため、社長自らが先頭に立ちこれに注力するべきであると判断したためであります。したがいまして、「常識では考えられない行動により、経営危機を加速させている。」の指摘につきましては、該当しないものと判断しております。 なお、「など」の部分につきましては、その内容が不明であり、判断いたしかねます。
②　株式会社ディー・ワークス及びイー・キャッシュライフウェア株式会社の取締役の解任等に関して、平成 23 年 6 月 29 日開催の株主総会に出席していない取締役宮嶋淳の記名押印がなされ株主総会議事録が作成されたという有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載の不法行為がなされた。両社の親会社である当社の代表取締役として法令遵守はもとより、適正な株主総会、取締役会の運営をなすべきところ、これを果たさなかったことは、上場会社の取締役の責務を著しく怠ったものであり、当社株主の利益を損なうものといえる。	「株式会社ディー・ワークス及びイー・キャッシュライフウェア株式会社の取締役の解任等」とありますが、宮嶋氏は任期満了による退任であり、解任された事実はありません。 「株主総会に出席していない取締役宮嶋淳の記名押印がなされ株主総会議事録が作成された」という事実に間違いはありません。これは、平成 22 年 4 月より宮嶋氏自らが自身で保有する印鑑を他の取締役に預け、その取締役が保管していたことによるものです。 押印の事実については宮嶋氏の代理の方から以前より通知を受けており、当社ではこれを問題視し、監査役が調査委員会を開いて本件の調査を行いました。調査

	の過程で、当社顧問弁護士及び警視庁渋谷警察署に本件を届け出、宮嶋氏の指摘する「有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載の不法行為」に当たるかどうか相談いたしましたが、軽微な不備であり、不法行為には該当しないとの結論に至りました。当社では、それまでの押印に関する実務上のルールが不明瞭であったため、これを印鑑を他の者に預けることなく自らが押印することとし、全ての書類を管理部長が最終確認するというルールに改め、同様の事象が発生しない体制を構築し現在に至っております。 以上より、当社代表取締役玉木栄三郎が「上場会社の取締役の責務を著しく怠ったもの」と判断することはできず、「当社株主の利益を損なうもの」には該当しないものと考えております。

（２）当社取締役小山静雄解任の件

請求者の主張	当社の主張
小山静雄氏は当社の創業者の一人であるが、当社は、平成 19 年 2 月に東証マザーズに上場以来、平成 20 年 3 月期以降、連続して大幅な赤字を計上し、平成 23 年 3 月期決算では 155 百万円の連結当期純損失を計上している。また、平成 24 年 3 月期の見通しも経常赤字を予測し、平成 23 年 3 月期の決算を下回る計画を発表している。更に、平成 23 年第一四半期の決算に関しても、連結売上高 89 百万円（前年比△11.5%）、連結経常損失 17 百万円、連結純損失 19 百万円を計上している。 上記のような状況にあっても、代表取締役社長玉木栄三郎とともに経営危機を加速させている。	臨時株主総会請求者である宮嶋淳氏は、平成23年3月期決算における連結当期純損失 155 百万円について言及のうえ、「平成24年3月期の見通しも経常赤字を予測し、平成 23 年 3 月期の決算を下回る計画を発表している」と指摘しておりますが、当社が発表している平成24年3月期における業績見通しは、連結経常損失 65 百万円（前期は 102 百万円の経常損失）、連結当期純損失 77 百万円（前期は 155 百万円の当期純損失）であり、赤字幅を大きく減少させる数値となっております。 以上の事実より、宮嶋淳氏の指摘する、「平成23年3月期の決算を下回る計画を発表している」という指摘は当たらないと判断しております。 また、当社取締役である小山静雄は、平成23年6月の株主総会で取締役に就任し

	ており、就任後 4 カ月程度が経過しているに過ぎず、現時点において業績に関する経営責任を問う対象として適切であるとは判断いたしかねます。 「代表取締役社長玉木栄三郎とともに経営危機を加速させている。」という点につきましては、その具体的根拠を見出すことができず、判断いたしかねます。

（3）取締役 2 名選任の件

請求者の主張	当社の主張
当社のコンプライアンスを強化するとともに、業務執行をより円滑にするため、有能な下記 2 名を取締役に選任することを求める。なお、下記 2 名の経歴書を別添で送付する。 （1）保坂康介殿 （明治大学政治経済学部卒、第一東京弁護士会・弁護士、新紀尾井町法律事務所） （2）池田立一殿 （神戸大学法学部卒、株式会社ふるさとの森代表取締役社長）	「当社のコンプライアンスを強化するとともに、業務執行をより円滑にするため」との指摘でありますが、経歴書を拝見する限り、保坂康介氏は、年齢は 34 歳でありますが、これまでに弁護士業務の経験しかなく、かつその経験期間も弁護士登録後 2 年強であることから、「業務執行をより円滑にする」という目的を達成できると判断することができません。池田立一氏につきましては、取引関係及び面識がなく、経歴書を拝見するだけでは当社では判断いたしかねます。 また、「有能な」とのことでありますが、この点につきましても、保坂氏、池田氏の両名とも、取引関係及び面識がなく、経歴書を拝見するだけでは当社では判断いたしかねます。

2．当社の対応方針

本請求について当社で慎重に検討した結果、いずれの請求項目につきましても賛成いたしかねます。なお、本日開催した取締役会において、本請求に基づく臨時株主総会の招集手続をとることの決議は可決されました。本臨時株主総会の基準日に関する事項は次の通りです。

記

（1）臨時株主総会に係わる基準日等について

当社は、平成 23 年 11 月 29 日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株

主といたします。

公 告 日　　平成 23 年 11 月 15 日（火曜日）

基 準 日　　平成 23 年 11 月 29 日（火曜日）

公告方法　　電子公告（当社ホームページに掲載いたします）

http://www.ecash.co.jp/jp/ir/notice/index.html

臨時株主総会開催予定日　　平成 23 年 12 月下旬開催予定

以　上